

税法入門「相続税」

CONTENTS

第1章 相続税法の概要

テーマ1 相続税・贈与税とは？ 2

■相続税と贈与税を知ることは相続税法学習の初めの一步

テーマ2 用語の説明 4

■相続,遺贈,贈与とは,相続税,贈与税が課される財産の移転形態

第2章 相続税額の計算

テーマ1 相続人となれる人は？ 8

■相続人となれる人は,配偶者相続人と血族相続人に大別される

テーマ2 相続人となれない人は？ 10

■死亡,欠格,廃除,放棄は相続人となれない

テーマ3 どれだけ財産をもらえるの？ 12

■どれだけ財産をもらえるかは相続人の組み合わせにより異なる

テーマ4 どんな財産に課税されるの？ 14

■被相続人の遺産であっても課税されないものもある

テーマ5	みなし相続・遺贈財産とは？	16
	■生命保険金や退職手当金はみなし財産として課税される	
テーマ6	課税されない財産とは？	18
	■国民感情や生活保障の観点から一定の財産は課税されない	
テーマ7	債務控除とは？	20
	■被相続人の生前の借入金などは課税価格から控除できる	
テーマ8	生前贈与加算とは？	22
	■相続開始前3年以内の贈与は、相続税の課税価格に加算される	
テーマ9	納付税額の計算の流れ	24
	■算出税額から税額控除額を控除した金額が納付税額である	
テーマ10	相続税の総額とは？	26
	■相続人全員の算出税額の合計額が相続税の総額である	
テーマ11	算出相続税額とは？	28
	■相続税の総額にあん分割合を乗じたものが算出相続税額である	
テーマ12	贈与税額控除とは？	30
	■相続税と贈与税の二重課税の排除のために設けられている	
テーマ13	配偶者の税額軽減とは？	32
	■配偶者の生活保障などを考慮して設けられている	
テーマ14	未成年者控除・障害者控除とは？	34
	■生活費や養育費の確保のために設けられている	
テーマ15	相次相続控除とは？	36
	■相続が続いた場合に税負担を軽減するために設けられている	
テーマ16	外国税額控除とは？	38
	■国際間における二重課税の排除のために設けられている	

第3章 申告・納付

テーマ1 期限内申告書とは？ 42

■申告期限内に行われる申告が期限内申告である

テーマ2 税金はどのように納付するのか？ 44

■相続税を納付する方法には3つある

テーマ3 相続税の延納とは？ 46

■分割により納付する方法が延納である

テーマ4 相続税の物納とは？ 48

■金銭ではなく物で納付する方法が物納である

第4章 財産評価

テーマ1 財産評価の総則 52

■財産の価額は時価により評価する

テーマ2 建物の評価 54

■建物は倍率方式により評価する

テーマ3 宅地の評価の概要 56

■宅地は路線価方式又は倍率方式により評価する

テーマ4 路線価方式とは？ 58

■修正後の路線価に地積を乗ずることにより評価する方法である

テーマ5 宅地の貸借があった場合等 60

■借地権割合と借家権割合を考慮することにより評価する

テーマ6 小規模宅地等の特例 62

■事業用宅地又は居住用宅地には一定の減額措置がある

テーマ7 預貯金の評価 64

■預貯金は預入高に利息を加えて評価する

テーマ8 上場株式の評価 66

■上場株式は市場価格により評価する

テーマ9 公社債の評価 68

■公社債は市場価格を基として評価する

第5章 贈与税額の計算

テーマ1 課税される財産とは？ 72

■贈与により取得した財産であっても課税されないものもある

テーマ2 みなし贈与財産とは？ 74

■生命保険金や債務免除等はみなして財産として課税される

テーマ3 課税されない財産とは？ 76

■国民感情などの観点から一定の財産は課税されない

テーマ4 贈与税額の計算とは？ 78

■課税価格から基礎控除を控除した金額に税率を乗じて算出する

テーマ5 贈与税の配偶者控除とは？ 80

■夫婦間の特殊性を考慮して2,000万円までは課税されない

第6章 相続時精算課税

テーマ1	相続時精算課税とは？	84
	■相続時精算課税とは贈与税と相続税を一体と考え課税するものである	
テーマ2	贈与税額の計算とは？	86
	■贈与税額は特別控除額控除後の価額に一律20%を乗じた金額である	
テーマ3	相続税額の計算とは？	88
	■相続税額は贈与財産と相続財産を合計して計算する	
テーマ4	住宅取得等資金贈与の非課税特例とは？	90
	■直系尊属からの住宅取得等資金贈与には特例が設けられている	
テーマ5	教育資金贈与の非課税特例とは？	92
	■直系尊属からの教育資金贈与には特例が設けられている	
テーマ6	結婚・子育て資金贈与の非課税特例とは？	94
	■直系尊属からの結婚・子育て資金贈与には特例が設けられている	

付録1～付録3

付 録1	奥行価格補正率等	98
	■路線価方式による宅地の評価資料	
付 録2	路線価図	100
	■実際の路線価図	
付 録3	必要書類一覧	102
	■相続税の申告をする際の資料一覧	

巻末 演習問題

1

Theme

相続税・贈与税とは？

相続税とは所得税を補完するものであり、贈与税とは相続税を補完するものである。

POINT

相続税とは、所得課税を清算することを目的に作られた税金である。

MEMO

相続税を課税する理由として、富の再分配という考え方もある。国民は、本来経済的に平等であることが望ましいため、少数の人に富が集中しているのは好ましくない。そこで、その人の死亡の機会にその富の一部を税金として徴収し、それを社会に還元していくという考え方である。

POINT

贈与税とは、相続税の課税目的を遂げるために作られた税金である。それゆえ、贈与税は相続税の補完税と言われている。

■なぜ相続税を課税するのか？

私たち個人は、毎年の所得（もうけ）に対して所得税を支払っています。そして、その支払った残りの部分を生活費などの消費に回し、それでも残った場合には、財産として蓄積されることとなります。相続税は、この蓄積された財産をその人の死亡の機会に課税しようとするものです。

では、なぜ相続税が課税されるのでしょうか。これにはいろいろな考え方がありますが、ここでは代表的なものを挙げておきます。

<所得税課税の清算>

個人の毎年の所得（もうけ）には所得税が課税されますが、そのすべての所得に対して課税されているわけではありません。そこで、人が死亡した時点でその清算を行うという考え方によるものです。

■なぜ贈与税を課税するのか？

相続税は、ある人が死亡した時点におけるその死亡した人の遺産に課税するものですので、その死亡した人が生前に財産を子供などに贈与すると、その贈与した財産には相続税を課税することができないという問題が生じます。そこで、生前の贈与財産に贈与税を課税することにより相続税を補完する必要があるという考え方によるものです。

■相続税と贈与税の特徴

相続税は人が死亡した時にその死亡した人からもらった財産に、贈与税は親が生前に子供などに財産をあげた時にそのあげた財産に着目して課されるものです。また、相続税も贈与税も原則として無償（タダ）で財産をもらった人に課される税金です。

POINT

相続税は人の死亡時に、贈与税は生前に課税するものである。

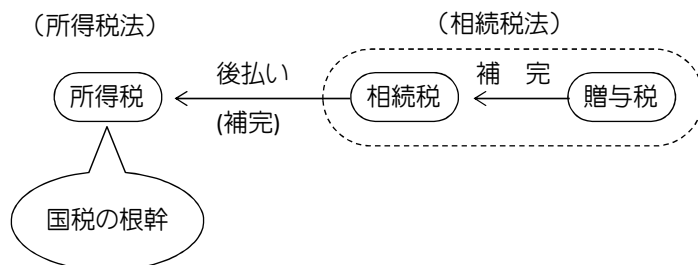
■相続税が課税される2つのケース

相続税が課税される財産には相続により取得した財産だけでなく、遺贈により取得した財産も含まれます。遺贈とは、遺言書に基づく財産の取得であり、相続による財産の取得より優先します。これは「人は私有財産を自由に処分することができる」という考え方によるものであり、死亡した人の最後の意思を尊重するという考え方によるものです。

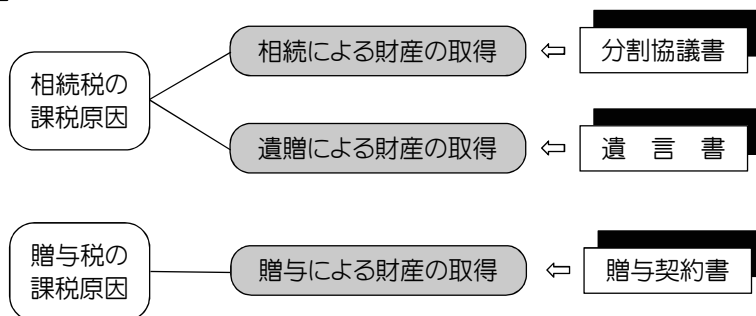
POINT

相続税の課税原因は、相続による財産の取得以外に遺贈による財産の取得が含まれる。

📊相続税法と所得税法の体系



📊課税の原因



2

用語の説明

Theme

相続，遺贈又は贈与とは，相続税又は贈与税が課税される財産の移転形態をいう。

POINT

相続人は，被相続人の財産のすべてを承継する。なお，財産には，借金などの債務も含まれる。

■相続とは

相続とは，人の死亡によってその死亡した人（これを「被相続人」という。）のすべての財産を，その死亡した人と一定の親族関係にある人（これを「相続人」という。）が一定の割合をもって承継することをいいます。

POINT

遺言は，遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。

■遺贈とは

遺贈とは，遺言による財産の移転をいいます。遺贈により財産を与える人を「遺贈者」といい，財産を受取る人を「受遺者」といいます。

POINT

相続と遺贈は，被相続人（遺贈者）の死亡の時に財産が移転するため，相続税の対象となるが，贈与は，贈与者の生前に財産が移転するため，贈与税の対象となる。

■贈与とは

贈与とは，当事者の一方が財産を「あげる」といい，相手方が「もらう」といった場合に成立する契約をいいます。贈与により財産を与える人を「贈与者」といい，財産を受取る人を「受贈者」といいます。

 無償移転の3形態

区分 形態	よびかた		移転時期	税の区分
	あげる方	もらう方		
相 続	被相続人	相 続 人	死亡時	相続税
遺 贈	遺 贈 者	受 遺 者		
贈 与	贈 与 者	受 贈 者	生 前	贈与税